

給付品目一覧表(対象:その他の障がい者・児)

区分	種目	性能	限度額	対象者	耐用年数
介護・訓練 支援用具	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練できる器具を備えたもの。	¥159,200	在宅であって、下肢又は体幹機能障害2級以上の児であって、原則として学齢児以上のもの	8年
	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	¥19,600	在宅であって、下肢又は体幹機能障害2級以上(常時介護を要する児に限る。)の児、または重度知的障がい児・者であって、原則としてそれぞれ3歳以上のもの	5年
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。	¥67,000	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する児に限る。)で、原則として学齢児以上のもの	5年
	入浴担架	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	¥82,400	在宅であって、下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する児に限る。)の児であって、原則として3歳以上のもの	5年
	体位変換器	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	¥15,000	在宅であって、下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する児に限る。)の児で、原則として学齢児以上のもの	5年
	移動用リフト	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	¥159,000	在宅であって、下肢又は体幹機能障害2級以上の児であって原則として3歳以上のもの	4年
	訓練いす	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	¥33,100	在宅であって、下肢又は体幹機能障害2級以上の児であって原則として3歳以上のもの。	5年
自立生活 支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	¥90,000	在宅であって、下肢又は体幹機能障がい児であって、入浴に介助を必要とする児であって、原則として3歳以上のもの	8年
	便器	障がい者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	¥9,850	下肢又は体幹機能障害2級以上の児であって、原則として学齢児以上のもの	8年
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	¥12,160	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がい有する児又は重度知的障がい児・者および精神障がい児・者であっててんかん発作等により頻繁に転倒するもの	3年
	歩行補助杖(一本杖)	障がい者の安全が配慮されたもの。	¥4,410	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がい有する児	3年
	移乗・移動支援用具(歩行支援用具)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア、障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	¥60,000	在宅であって、平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がい有し、家庭内の移動等において介助を必要とする児であって、原則として3歳以上のもの	8年
	特殊便器	温水・温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	¥151,200	在宅であって、上肢障害2級以上の障がい児、または重度知的障がい児・者であって、原則としてそれぞれ3歳以上のもの	8年
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	¥15,500	在宅であって、障がい等級2級以上の児、または重度知的障がい児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8年
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの。	¥28,700	同 上	8年
	電磁調理器	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥41,000	在宅であって、重度知的障がい者	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	同 上	¥7,000	在宅であって、視覚障がい2級以上の児であって、原則として学齢児以上のもの	10年
	携帯トイレ	同 上	¥8,040	昭和48年4月17日付衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知の別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」の3に掲げる疾患に罹患している者、または平成17年2月10日付け厚生労働省告示第23号により厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患の状態の程度にある児童等で、給付の必要性が認められる児	なし

区分	種目	性能	限度額	対象者	耐用年数
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	¥51,500	在宅であって、腎臓機能障害3級以上の児であって、原則として3歳以上のもの	5年
	ネブライザー	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥36,000	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい児であって、必要と認められる(意見書要)ものであって、原則として学齢児以上のもの	5年
	電気式たん吸引器	同上	¥56,400	同上	5年
	盲人用体温計 (音声式)	同上	¥9,000	在宅であって、視覚障がい2級以上の児であって、原則として学齢児以上のもの (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5年
	酸素吸入器	携帯酸素オットー	¥8,040	昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知の別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」の3に掲げる疾患に罹患している者、または平成17年2月10日付け厚生労働省告示第23号により厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患の状態の程度にある児童等で、給付の必要性が認められる児	なし
	吸引器	卓上式吸引装置。	¥41,930	同上	なし
排泄管理 支援用具	ストマ用装具 (紙おむつを含む)	人工肛門や人工膀胱を造設した人が身体に装着して排泄物をためることができるもの	直腸機能障害 用装具 ¥8,858 ぼうこう機能障 害用装具 ¥11,639 紙おむつ ¥12,000	直腸機能又はぼうこう機能に障がい有する児で日常的にストマ用装具を必要とする児、ただし紙おむつについては次のいずれかに該当し、かつ3歳以上の児 ア、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形のためストマ用具を装着できない児並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある児で紙おむつを必要とする児(意見書要) イ、概ね3歳未満で発症した脳性麻痺等により四肢機能障害や体幹機能障害を有する身体障がい児であって①自力でトイレに行けないこと、②自力で便座(排便補助具の使用を含む。)に座ることができないこと、③介助による定時排泄ができないこと、の全てに該当する児(意見書要)	なし
	収尿器	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥8,925	下肢もしくは体幹機能に障がい有する児	なし
住宅改修費	居宅生活動作補助 用具	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	¥200,000	在宅であって、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する児であって障がい等級3級以上の児(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の児)であって、原則として学齢児以上のもの	なし
情報・意思 疎通支援用具	携帯用会話補助 装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。	¥98,800	音声機能若しくは言語機能障がい児又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障がい有するものであって、原則として学齢児以上のもの	5年
	情報・通信支援用具	障がい者がパソコンを扱うにあたり補助的な機能を有するもの。	¥100,000	在宅であって、上肢又は視覚障がい2級以上の児	なし
	点字器	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥10,712	主に、点字によってコミュニケーションを行う視覚障がい児	5年
	点字タイプライター	容易に操作できるもの。	¥63,100	在宅であって、視覚障がい2級以上の児で現に就労もしくは就学しているか又は就労、就学が見込まれるもの	5年
	視覚障がい者用 ポータブル レコーダー	(録音再生用) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 (再生専用) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式に記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	¥85,000 ¥35,000	視覚障がい2級以上の児で、原則として学齢児以上のもの	6年
視覚障がい者用活 字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	¥99,800	在宅であって、視覚障がい2級以上の児であって、原則として学齢児以上のもの	6年	

区分	種目	性能	限度額	対象者	耐用年数
	視覚障がい者用 拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	¥198,000	在宅であって、視覚障がい児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる児であって、原則として学齢児以上のもの	8年
	聴覚障がい者用 通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。	¥71,000	在宅であって、聴覚障がい児又は発声・発語に著しい障がいをもつ児であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるものであって、原則として学齢児以上のもの	5年
	聴覚障がい者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向けの緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	¥88,900	在宅であって、聴覚障がい児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年
	人工喉頭	障がい者が容易に使用し得るもの。	¥72,203	音声機能を喪失した児であって、コミュニケーション手段として必要があると認められるもの	5年
	点字図書	点字により作成された図書。	年間6タイトル又は24巻を限度として認められる額。	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい児	なし